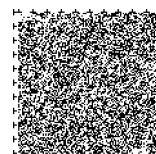


## 第4章 第1期障害福祉計画

---





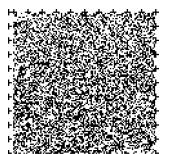
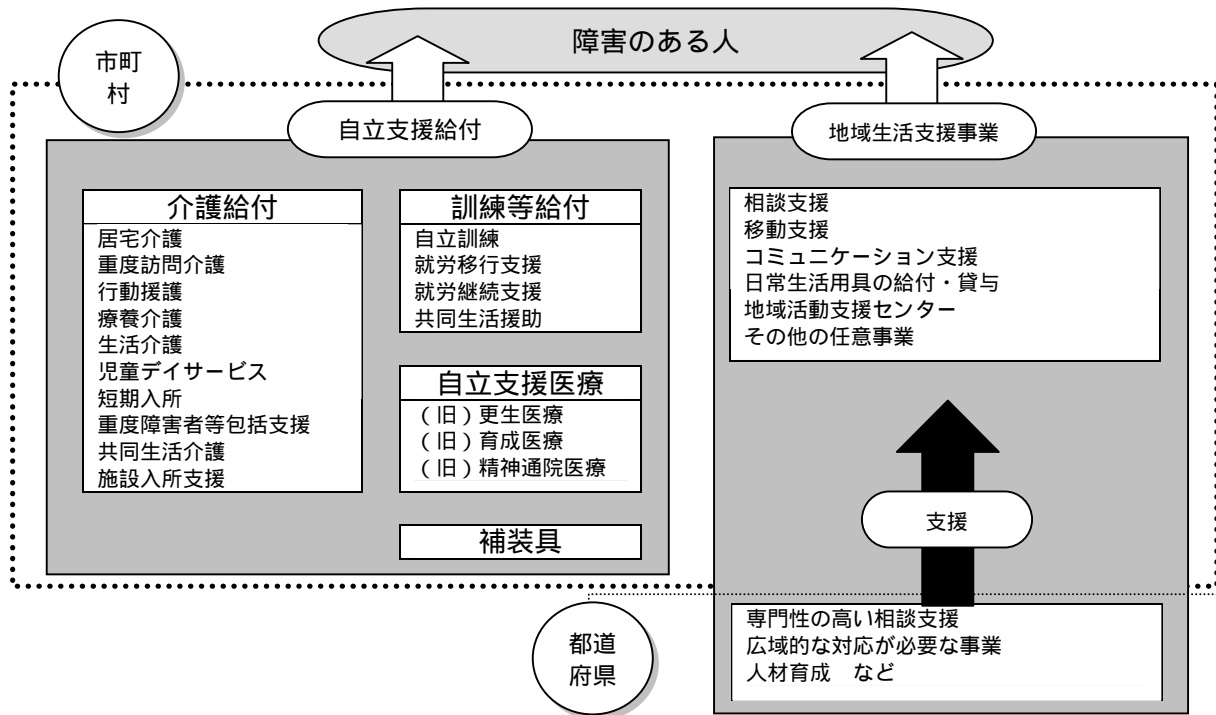
# 1 事業計画の概要

これまでの障害のある人への福祉サービスは、障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害）ごとに異なる法律にもとづいて提供されてきましたが、障害者自立支援法の施行により、共通の制度の下で、一元的に提供される仕組みとなります。

障害者自立支援法では、基本的なサービスの種類が規定されており、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。さらに、「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具」に分けられます。自立支援給付のうち、介護給付と訓練等給付を合わせたものが“障害福祉サービス”です。

また、「地域生活支援事業」のうち、相談支援事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター事業の5事業は必須事業、それ以外の地域生活支援事業は任意事業となっています。（図1参照）

図1 総合的な自立支援システムの構築



## 【サービスのあり方の見直し】

障害のある人への福祉サービスは、障害の種別にかかわらず、障害のある人の能力や適性に応じた個別の支援が行われるよう再編されます。

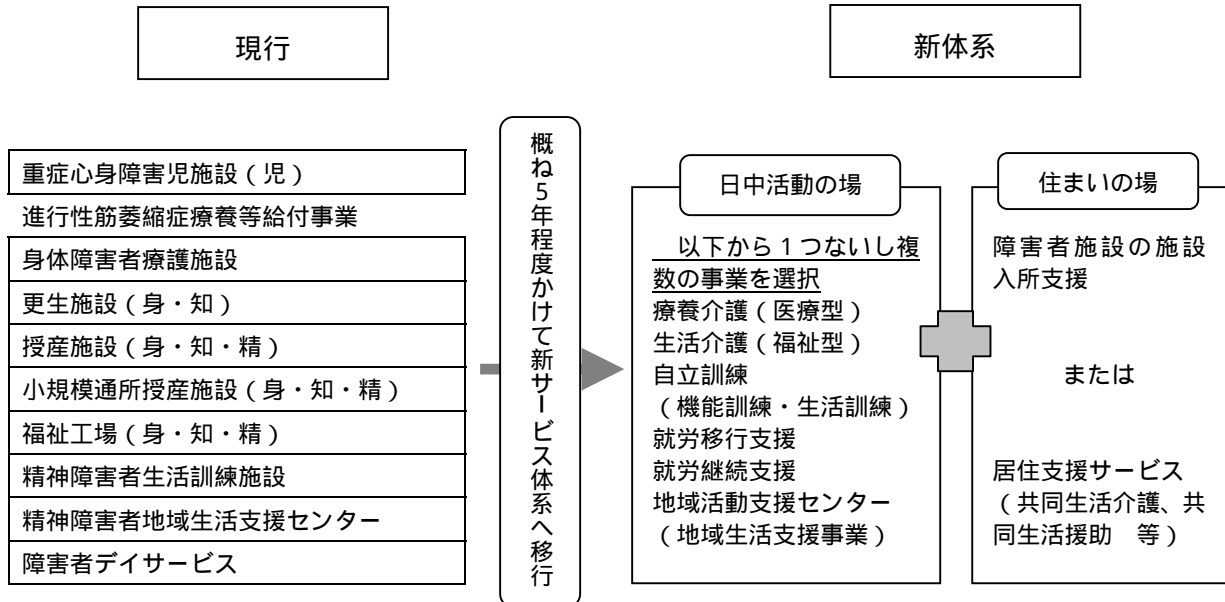
入所施設においては、「日中活動の場」と「住まいの場」を分離し、昼間は「介護給付」または「訓練等給付」のうち、複数のサービスを障害の状況に応じて利用することが可能となります。また、夜間は、入所者の身辺介護や生活支援のための「施設入所支援」を行う「住まいの場」としての役割を果たすこととなります。(図2、3参照)

### 図2 福祉サービスに係る自立支援給付の体系

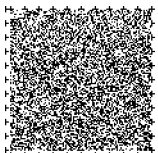
現行サービス		新サービス		
居宅サービス	ホームヘルプ(身・知・精・児)	居宅介護(ホームヘルプ)	介護給付	
	デイサービス(身・知・精・児)	重度訪問介護		
	ショートステイ(身・知・精・児)	行動援護		
	グループホーム(知・精)	重度障害者等包括支援		
施設サービス	重症心身障害児施設(児)	児童デイサービス		訓練等給付
	療護施設(身)	短期入所(ショートステイ)		
	更生施設(身・知)	療養介護		
	授産施設(身・知・精)	生活介護		
	福祉工場(身・知・精)	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)		地域生活支援事業
	通勤寮(知)	共同生活介護(ケアホーム)		
	福祉ホーム(身、知、精)	自立訓練(機能訓練・生活訓練)		
	生活訓練施設(精)	就労移行支援		
		就労継続支援(雇用型・非雇用型)		
		共同生活援助(グループホーム)		
	相談支援			
	移動支援			
	コミュニケーション支援			
	日常生活用具の給付・貸与			
	地域活動支援センター			
	その他の任意事業			

注) 表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」は「障害児」のことです。

### 図3 施設体系の見直し



注) 表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」は「障害児」のことです。



## 2 平成23年度の数値目標の設定

施設入所者および退院可能精神障害者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、国や都の基本指針に即し、地域の実情に応じて、平成23年度における数値目標を設定します。

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

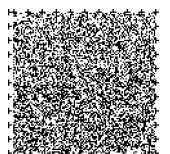
地域生活への移行を進める観点から、現行体系で福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、平成23年度末における地域生活に移行する者の人数目標を設定します。

#### 【国】

- ・現時点の入所施設の入所者数の1割以上が地域生活へ移行するとともに、これにあわせて平成23年度末時点の施設入所者数を現時点の施設入所者数から7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。

#### 【都】

- ・区市町村は、支給決定を行っている施設入所者の1割以上の者が、平成23年度末までに地域生活に移行できるように、地域生活移行後の生活基盤の整備に計画的に取り組むものとする。
- ・都では「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」にもとづく地域生活支援型入所施設を整備する。(平成20年度までに120人分)
- ・都では、平成23年度末の入所定員数は、平成17年10月1日現在の定員数を超えないものとする。



【青梅市】

項目	数値	考え方
現在の施設入所者数（A）	115人	平成17年10月1日の数
【目標値】 地域生活への移行想定数（B）	9人	（A）のうち、平成23年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
新たな施設入所支援利用者（C）	9人	平成23年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込
平成23年度末の施設入所者数（D）	115人	平成23年度末の利用人員見込 （A） - （B） + （C）
【目標値】 施設入所者削減見込（E）	0人	（A） - （D）

（2）入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成24年度までに受け入れ条件が整えば、退院可能な精神障害者が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成23年度までの退院可能精神障害者数の減少目標を設定します。

【国】

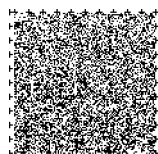
- ・平成24年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指す。
- ・医療計画における基準病床数の見直しを進める。

【都】

- ・都では暫定的に約5,000人を各区市町村の人口比で案分して算定した人数を地域移行の対象者数（目標値）とする。
- ・都では、平成18年度を初年度とし、10年後の平成27年度末までの退院を目指すこととし、各区市町村は平成23年度末において暫定的な対象者の5割以上の者が地域生活へ移行することを目指すものとする。

【青梅市】

項目	数値	考え方
現在の退院可能精神障害者数（A）	58人	平成14年患者調査における退院可能精神障害者数をもとに、東京都の約5,000人分を各市町村の人口比で案分した人数
【目標値】 地域生活への移行想定数（B）	29人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数



### (3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の人数目標を設定します。

#### 【国】

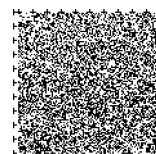
- ・現時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。
- ・平成23年度までに平成17年度の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを目指す。

#### 【都】

- ・区市町村障害者就労支援事業を、平成23年度までに、すべての区市町村で実施することを目指す。
- ・施設外授産または企業内通所授産事業について、就労移行支援事業を実施する事業者はもとより、区市町村障害者就労支援事業を実施する事業者も活用できるよう検討し、すべての区市町村で実施することを目指す。
- ・区市町村は、平成23年度中に一般就労に移行する者の数が、平成17年度の一般就労への移行実績の2倍以上となることを目指す。

#### 【青梅市】

項目	数値	考え方
過去3年平均の年間一般就労者数	2人	平成15～17年度において、福祉施設を退所し、一般就労した者の平均
【目標値】 年間の一般就労者数	4人	平成23年度において施設を退所し、一般就労する者の数

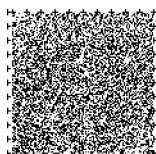
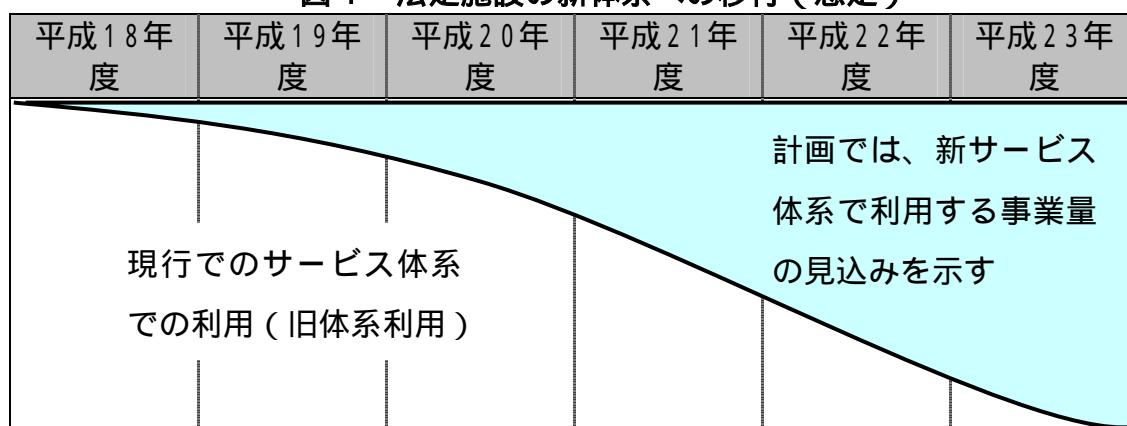


### 3 指定障害福祉サービス・指定相談支援の量の見込みとその確保策

障害福祉サービスの見込量は、施設体系の見直しにより、施設・事業所等がおおむね5年間をかけて新サービス体系に移行していく中で、新サービス体系として提供するサービス見込量を算定しています。(図4参照)

サービス見込量は、現在想定される需要量であり、上限を示す値ではありません。今後の施設・事業の新サービス体系への移行時期や移行する事業、利用状況などによって変動することがあります。

図4 法定施設の新体系への移行(想定)



## ( 1 ) 訪問系サービス

### < 事業の概要 >

#### 居宅介護サービス【介護給付】

事業名	内容
居宅介護	居宅における入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で、常時介護を要する方に対し、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。
行動援護	知的または精神障害により、行動上著しい困難がある方で常時介護を必要とする方に対し、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする方で、介護の必要の程度が著しく高い方に対し、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

### < サービス見込量 ( 1 か月あたり ) >

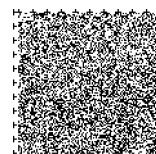
事業名 \ 年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
居宅介護	1,465時間	1,553時間	1,615時間	1,804時間
重度訪問介護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				

#### 【サービス見込量の考え方】

- ・ 支援費制度の利用実績をもとに、利用者数の伸びや障害者手帳保持者数の伸び等を踏まえて、見込量を設定しました。

#### < 見込量の確保策の考え方 >

- ・ 現状では、サービスを提供する事業者はほぼ充足していますが、新しい制度の定着や地域移行の促進に伴い、サービス利用が増加した場合にも対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様なサービスの提供が確保できるよう努めます。
- ・ サービスの質の向上を図るため、事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行っていきます。
- ・ 利用者に対して事業者の情報を提供することで選択の幅を広げ、より多くの利用者が利用できる環境の整備を図ります。



## (2) 日中活動系サービス

### < 事業の概要 >

#### 施設での日中介護サービス【介護給付】

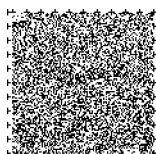
事業名	内容
療養介護	医療を要する障害者で常時介護を要する方に、主に昼間、病院その他施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。
生活介護	常時介護を必要とする方に、主に昼間、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動又は生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。
児童デイサービス	障害のある児童に、施設において日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などのサービスを提供します。
短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気の場合などの理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

#### 自立訓練【訓練等給付】

事業名	内容
自立訓練（機能訓練）	身体機能・生活能力の維持・向上等の支援に必要な身体障害者に対し、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。

#### 就労支援【訓練等給付】

事業名	内容
就労移行支援	就労を希望する対象者に、定められた期間、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等が受けられます。
就労継続支援 (A型：雇用)	雇用契約にもとづく就労の機会を提供します。また、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には一般就労への移行に向けた支援を行います。
就労継続支援 (B型：非雇用)	就労の機会や生産活動の機会を提供します。また、知識・能力が高まった者については、就労への移行に向けた支援を行います。



< サービス見込量（1か月あたり） >

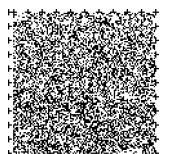
事業名 \ 年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
療養介護	0人	0人	0人	0人
生活介護	40人	81人	111人	144人
児童デイサービス	10人	11人	12人	15人
短期入所 (ショートステイ)	41人	49人	59人	76人
自立訓練(機能訓練)	0人	1人	1人	1人
自立訓練(生活訓練)	4人	12人	20人	28人
就労移行支援	8人	19人	28人	37人
就労継続支援 (A型:雇用)	0人	0人	3人	19人
就労継続支援 (B型:非雇用)	4人	10人	20人	55人

【サービス見込量の考え方】

- ・療養介護は、進行性筋い縮症者療養等給付事業の実績をもとに、見込量を設定しました。
- ・児童デイサービス、短期入所（ショートステイ）は、支援費制度の利用実績をもとに、利用者数の伸び等を踏まえて、見込量を設定しました。
- ・生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）は、平成17年10月時点での福祉施設の市民利用者数をもとに、国の「サービス見込量推計ワークシート」により算定した各年度のサービス利用人員と平均利用日数から見込量を設定しました。

< 見込量の確保策の考え方 >

- ・サービスの提供に向けて、事業者の意向や移行時期等の情報収集に努めるとともに、広く情報提供を行い、事業者の新体系への移行が円滑に行われるよう支援します。また、不足の見込まれるサービスについては、新たな事業者を開拓するなど、サービスの提供が確保できるよう努めます。
- ・市が設置主体の施設（青梅市自立センター、青梅市しろまえ児童学園）については、サービスの提供が確保できるよう体制の整備を行います。
- ・障害のある人の就労先を確保するために、公的機関・民間企業・福祉施設がそれぞれ連携し、就労に関する支援を総合的な観点から行う「就労支援センター」の設置に向けて検討します。



### (3) 居住系サービス

#### < 事業の概要 >

#### 居住系サービス【介護給付】【訓練等給付】

事業名	内容
共同生活介護 (ケアホーム)	生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者や精神障害者に対し、地域において自立した日常生活を営む上で必要な家事等の支援、食事や入浴等の介護、相談支援等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	就労し、または就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者や精神障害者に対し、地域において自立した日常生活を営む上で必要な家事等の支援、相談支援等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設において、生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、主に夜間において必要な入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

#### < サービス見込量 (1か月あたり) >

事業名 \ 年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
共同生活介護 (ケアホーム)	28人	30人	33人	49人
共同生活援助 <sup>1</sup> (グループホーム)				
施設入所支援	28人	63人	89人	115人

#### 【上記人数の内訳】

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
既サービス利用者数 <sup>2</sup>	28人	28人	28人	35人
新規利用者見込み <sup>3</sup>	0人	1人	3人	9人
精神障害者の地域移行 <sup>4</sup>	0人	1人	2人	5人
計	28人	30人	33人	49人

1 支援費制度上では、知的障害者地域生活援助事業(グループホーム)が対象

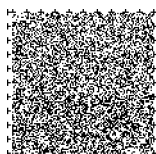
2 平成23年度の35人は入所施設からの地域移行7人分を想定した人数

3 新規利用者見込みは青梅市独自の基礎調査結果から想定される在宅生活者の潜在ニーズを加味した数値

4 入院中の精神障害者の地域生活への移行目標29人のうち、グループホーム等への移行想定人数

#### 【サービス見込量の考え方】

- 共同生活介護、共同生活援助の利用人員は、平成17年10月時点でのグループホーム利用実績をもとに、国の「サービス見込量推計ワークシート」により算定した各年度のサービス利用人員に、青梅市独自の基礎調査結果から想定される在宅生活者の潜在ニーズを加味して見込量を設定しました。
- 施設入所支援は、平成17年10月時点での施設入所者の利用実績をもとに、国の「サービス見込量推計ワークシート」により算定した各年度のサービス利用人員から見込量を設定しました。



<見込量の確保策の考え方>

- ・サービスの提供に向けて、サービス提供事業者への情報提供を図るとともに相談に応じ、また、必要に応じて事業者への支援を行います。

(4) 指定相談支援(サービス利用計画作成)

<事業の概要>

事業名	内容
サービス利用計画作成	計画的な支援を継続的に必要とする障害者等に対して、指定相談支援事業者がサービス利用計画作成し、障害福祉サービス提供事業者・施設からサービス利用の斡旋・調整、モニタリングを受けます。このサービス利用計画作成費に利用者負担はありません。

<サービス見込量(1か月あたり)>

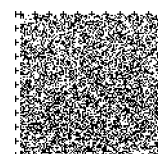
事業名 \ 年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
サービス利用計画作成	0人	5人	6人	7人

【サービス見込量の考え方】

- ・平成19年度以降は、居宅介護サービス利用者の5%として見込量を設定しました。

<見込量の確保策の考え方>

- ・支援を必要とする人について、民生委員・児童委員など地域からの情報提供を受けるとともに、対応できる体制作りに取り組みます。



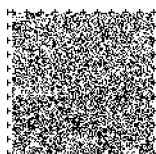
## 4 地域生活支援事業の実施に向けて

### (1) 実施内容

地域生活支援事業は、市が実施主体となります。障害者および障害児の保護者等からの相談に応じるとともに必要な情報の提供等を行う事業、視覚障害や知的障害のある方へのガイドヘルパー派遣等の障害者等の移動を支援する事業、手話通訳者等の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与をする事業、障害者等が通って創作的活動等の機会の提供を得る事業といった5つの必須事業と、市が任意に行うその他事業とがあります。

#### <事業の概要>

	事業名	内容
必須事業	相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。 虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連携調整、その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
	移動支援事業	屋外での移動に付き添いや介助が必要な障害者等に対して、ガイドヘルパーの派遣等、円滑な外出のための支援を行います。
	コミュニケーション支援	意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
	日常生活用具の給付・貸与	重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与します。
	地域活動支援センター	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の機会を提供します。
その他の事業	自動車運転免許教習費補助事業	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
	自動車改造費補助事業	自動車の改造に要する費用の一部を助成します。



## (2) 量の見込みおよび実施に向けての考え方

### 相談支援事業

#### < 量の見込み >

項目 \ 年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
障害者相談支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所
地域自立支援協議会 1	0 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所

- 1 相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たす定期的な協議の場

#### < 実施に向けての考え方 >

- ・ 現行の心身障害者地域自立生活支援センターの機能を充実し、相談支援事業の強化を図ります。
- ・ より困難なケースや、権利擁護への対応ができるよう、地域自立支援協議会の設立を検討します。

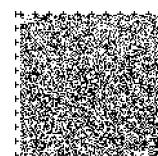
### 移動支援事業（ガイドヘルパー派遣等）

#### < 量の見込み >

項目 \ 年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
利用見込者数	1 0 4 人	1 2 3 人	1 4 2 人	2 0 2 人
年間延べ 利用見込時間	1 0 , 0 2 9 時間	1 1 , 8 6 1 時間	1 3 , 6 9 3 時間	1 9 , 4 7 9 時間

#### < 実施に向けての考え方 >

- ・ 現行において外出介護として実施している事業であり、引き続き必要な方に移動支援事業として実施します。



## コミュニケーション支援（手話通訳者・要約筆記者派遣等）

### < 量の見込み >

年度 項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
利用見込者数	24人	24人	25人	25人
年間延べ 利用見込時間	511時間	511時間	532時間	532時間

### < 実施に向けての考え方 >

- ・ 現行の手話通訳者・要約筆記者派遣事業を、引き続き実施します。
- ・ 手話講習会の開催などにより、手話通訳者等の養成を継続して実施します。

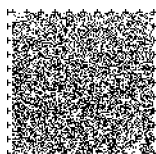
## 日常生活用具の給付・貸与

### < 量の見込み >

年度 項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
給付等見込件数	2,299件	2,318件	2,337件	2,394件

### < 実施に向けての考え方 >

- ・ 現行において実施している事業であり、引き続き必要な日常生活用具の給付等を実施します。



## 地域活動支援センター

### < 量の見込み >

項目 \ 年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
基礎的事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
機能強化事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

### < 実施に向けての考え方 >

- ・心身障害者地域自立生活支援センターにおいて基礎的事業（創作的活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動機会の提供）を実施しつつ、機能強化事業型（相談事業や専門職員の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティアの育成や普及啓発等）の実施をしてまいります。
- ・基礎的事業や機能強化事業の一層の充実が図れるよう、事業所等に情報提供や支援をしていくとともに、施設整備を検討します。

## 自動車運転教習費補助事業

### < 量の見込み >

項目 \ 年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
件数	1 件	1 件	1 件	1 件

### < 実施に向けての考え方 >

- ・障害のある人の社会参加に向けて、引き続き自動車運転教習費の補助を実施します。

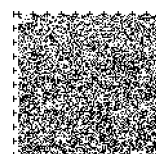
## 自動車改造費補助事業

### < 量の見込み >

項目 \ 年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
件数	4 件	4 件	4 件	5 件

### < 実施に向けての考え方 >

- ・障害のある人の社会参加に向けて、引き続き自動車改造費の補助を実施します。



## 5 円滑な実施に向けての方策

### 制度の普及啓発

障害者および障害児が有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができる地域社会の実現に向けて、地域住民の理解・協力を得ることが不可欠であるため、市民に対して、障害者自立支援法の趣旨の普及啓発を図ります。

### 情報提供

保健・医療・福祉の各分野がそれぞれの役割を果たしながら連携し、障害者が生活していく上で必要な様々な情報を容易に入手交換できるよう、個々の障害の状態に応じた効果的な情報提供に努めます。

### 支給決定における公正・公平性の確保

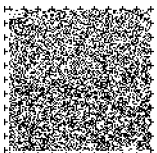
支援の必要の度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準の透明化・明確化に努めます。

### サービスの質の向上

利用者が適切なサービスを選択することができるよう、事業者によるサービス評価の実施や評価結果の情報提供に努めるなど、サービスの質的評価が行うことができる環境づくりに努めます。

### サービス利用の支援と権利の保障

障害者が自らの選択により必要なサービスを利用しながら、安心して日常生活を送ることができるよう、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の啓発・広報活動に努めるとともに、障害者に対する差別や虐待防止など、障害者の権利擁護のための取り組みの充実に努めます。



## 計画の点検・評価・推進

各年度におけるサービス供給量、地域生活への移行や一般就労への移行といった数値目標の達成状況について、点検・評価・推進を行います。

## 都や周辺市町との連携

障害福祉サービスを提供するための基盤整備については、圏域ごとに計画的なサービスの基盤整備を図ることとなっています。都や近隣市町との情報交換を進め、広域での調整を図っていきます。

